



定款変更の手続きについて

Question

来月の総会で定款の一部変更を協議するので、今後の手続きについて教えてください。

Answer

最初に行うこととして、定款変更を行う場合は事前に中央会へご相談ください。

定款変更の内容によっては行政庁から認可されない可能性があります。例えば、理事の定数を「2名以上4名以内」と変更しようとする場合には、理事の定数を3人以上とする中小企業等協同組合法（以下「協同組合法」という）第35条第2項の規定に違反するため、認可をされません。

本会ではそのような事態を未然に防ぐため、総会開催の前に本会と所管行政庁の間で事前に協議を行っています。

ただし、所管行政庁によって事前の協議に時間がかかることがあるため、組合に対してなるべく早めに本会への相談をお願いしております。

協同組合の一般的な定款変更の手続きの流れは次のようになります。

- ①総会において定款変更の原案を特別議決で可決
- ②定款変更認可申請書を作成し、認可行政庁へ提出
- ③行政庁で認可された後、認可書原本を郵送で返還
- (④登記事項に係る変更の場合は、法務局において変更登記)

①に関してですが、定款変更は、協同組合法第51条及び第53条において、総会で特別議決が必要であると定められています。特別議決とは「総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数の議決を必要とするもの」となります。なお総会については決算後に開催される通常総会と、必要に際して開催される臨時総会のどちらでも構いません。

次に②については、まず定款変更認可申請書を作成します。必要な様式については本会

のホームページからダウンロードが可能となっていますので是非ご参照ください。

(参考：<https://www.chuokai-fukuoka.or.jp/form/>)

定款変更認可申請書には、申請書に組合住所、組合名、代表者氏名を記載し理事長印を押印してください。また添付書類として「定款変更理由書」、「定款中の変更しようとする箇所を記載した書面」、「定款を変更決議した総会の議事録又はその謄本」が必要となります。

もし定款第7条（事業）を変更する場合などにおいては、その変更をすることで事業計画書及び収支予算書が変更になる場合には、「定款変更後の事業計画及び収支予算書」が別途必要となります。

「定款変更理由書」には今回の変更が必要となった理由を記載し、「定款中の変更しようとする箇所を記載した書面」は変更予定の新旧条文を記載のうえ、変更箇所にはアンダーラインを引いてください。

定款変更認可申請書と添付書類の必要部数は各組合によって異なりますので、本会職員にお尋ねください。

③について、所管行政庁で認可されますと、認可書が送付されます。なお、定款変更の効力が発生するのは、組合が認可書を受領した日となりますので、総会議決後も認可書が届くまでは旧定款が有効であることにご注意ください。

最後に④について、定款変更の内容によっては認可後に法務局にて登記が必要になることがあります。変更の登記については協同組合法第85条において、変更が発生してから2週間以内にその主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならないとされていますので、上記のとおり認可書を受け取った日から2週間以内に必ず登記を行ってください。不明な点がありましたら、本会までご連絡ください。